

Q & A

■申請資格について

NO.	問い合わせ	回答
1	他大学の修士課程から、本学に進学する場合でも、申請することは可能でしょうか？	申請可能です。ただし、本プロジェクトへの参加については、入学手続き後となります。
2	社会人学生（社会人経験があった者を含む）や年齢の制限はあるのでしょうか？	制限はありません。ただし、年間240万円以上の給与及び役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる方については、申請することができません。
3	留学生も申請可能でしょうか？	支援対象学生に国籍要件は設けていませんが、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生は、重複受給等を避ける観点から、本事業の対象外となります。また、本事業が「日本の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生の支援を強化する」ための事業であることを理解した上で、申請をしてください。
4	日本学術振興会特別研究員に現在応募中の院生は、このプロジェクトに応募することは可能でしょうか？	この制度に応募することは可能です。ただし、特別研究員に採用された場合には、本プロジェクトを辞退することになります。
5	日本学生支援機構（JASSO）からの奨学金を受けていますが、申請は可能ですか？	基本的には申請可能ですが、給付型奨学金については、JASSOにおいて併給が付加としている可能性がありますので、必ずJASSOにも確認を取ってください。
6	支給期間は最大3年間とありますが、3年制課程の学生が3年間を経過し博士後期課程を修了していない場合でも、支給対象となる月から3年間経過していなければ、支援を受けられる可能性があるのでしょうか？	この場合は、標準終了年限を超過することになりますので、3年制課程の学生が3年間を経過しても修了していない場合、支援は継続されません。
7	受給資格に「収入が年額240万円以下の社会人」とありますが、社会人で個人事業主として確定申告をしている場合は、「収入」か「所得」かどちらを基準に考えれば良いのでしょうか。	必要経費を引いた「所得」を基準に考えてください。
8	SGCやSGC+に申請し、採択していただいた場合、DC1へ申請することは可能なのでしょうか。	可能です。SGC/SGC+に合格後、DC1にも合格された場合は、SGCの受給資格はなくなってしまうので、その分の空席は別途募集が行われます。
9	令和5年4月に博士課程入学だが、今回の募集の進学前採用枠に応募し、不合格だった場合、次回の通常枠に応募できるか。	応募可能です。 2回チャンスがあると捉えていただいても結構です。

■受給決定後について

1	研究倫理教育としてeAPRINを既に受講していますが、改めて受講しなければいけないのでしょうか？	SGC+プロジェクト受給生は、大学指定の科目のほかに、JSTが指定する研究倫理教育の受講が必須となります。
2	採択学生となった場合、アルバイト、TA・RAは継続していいのでしょうか？	研究活動やキャリア開発・育成コンテンツへの取組に支障がないのであれば問題ありません。アルバイト、TA・RAの収入と、他の給与収入等の合算が、年間240万円以上となった場合は、プロジェクト生としての資格を喪失することとなりますので、速やかに事務局へ申し出るようにしてください。
3	休学した場合でも採択学生として経済支援を継続して受けることができますか？	休学する場合、原則として休学期間中の支援を中止します。休学の理由、期間等によっては、JSTとの協議が必要となることもありますので、事前にご相談ください。 なお、留年した場合、支援期間は最大3年間となりますので、留意してください。出産・育児等のライフイベントによる場合には、個別にご相談ください。
4	採択学生の義務について、詳しく教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ① メンターチームとの面談後、面談報告書の提出（年2回） ② 現況報告書の提出（年2回） ③ 2回生終了までに「自己分析・ワークスタイルセミナー」「キャリアセミナー」の中から1単位以上を履修 ④ 公開での研究成果発表を実施 ⑤ （SGC+プロジェクトのみ）海外派遣またはインターンシップを実施
5	研究専念支援金（SGC）・研究奨励費（SGC+）は雑所得として扱われ確定申告が必要ということだが、どのようにすればよいのですか。	研究専念支援金／研究奨励費は税法上雑所得として扱われるため、所得税、住民税の課税対象となり、自身で確定申告が必要となります。 課税対象額に応じて、居住する市区町村に「住民税」を納付する必要があります。 毎年12月下旬に奈良女子大学財務課経理係から「研究専念支援金／研究奨励費支払額証明書」が郵送されますので、確定申告の際にご利用ください。
6	健康保険や扶養の扱いはどうなりますか。	扶養義務者（親等）に「雑所得」が発生することを伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等の担当者に問い合わせてください。

■予算執行について

1	研究費で取得した物品（消耗品を含む）の所有権はどうなりますか？	<p>研究費で取得したすべて物品の所有権が大学に帰属します。また、換金性の高い消耗品や備品は、大学の管理台帳で管理します。</p> <p>換金性の高い消耗品とは以下を指します。</p> <p>1. パソコン (2) ディスプレイ (3) タブレット型コンピュータ (4) デジタルカメラ (5) ビデオカメラ (6) テレビ (7) 録画機器など</p> <p>ただし、一定の条件のもとで在学中には大学から貸し出すことができます。また、将来所属が変わる際にも移管手続きを取ると、異動先に持っていくこともできる場合があります。</p> <p>完全に個人のものでパソコンを購入されたい場合は「研究奨励費(生活費相当額)」をお使いいただくこととなります。</p>
2	研究費で支払いできないものはありますか？	<p>研究費で支払いできない例は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己啓発のための書籍・備品 ・他の業務と併用で使用される書籍・備品 ・液体窒素，ガス類で他の研究と切り分け不可能なもの ・生活関連備品（電子ジャーポット，掃除機等） ・本事業との関係性が不明瞭な出張旅費 ・必要性の不明瞭な書籍の購入 ・内容が不明な学会参加費やシンポジウム参加費 ・支出日が不明，あるいは支払い先が不明瞭な支出 ・「敷金・保証金」等の経費 ・「資格取得に係る費用」等で実施機関や研究者等の権利となるもの ・本事業の目的及び趣旨に合致しないもの <p>不明な点がありましたら，事前にご相談ください。</p>
3	書籍について、例えば化学英語の辞典や英和・和英辞書などは購入できるか？	<p>当該書籍が、他の業務と共用で使用されるものであれば、助成金の事業費からの支出はできません。</p> <p>個人の自己啓発等を目的とする支出も認められません。</p>
4	支援対象学生が共同研究を行っているグループで使用する設備の購入費に、研究費を充てることは可能か？	<p>可能ですが、本助成金により購入した設備備品等については、助成事業の終了後においても、善良な管理者の責任をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとしています。これらが困難になるような経費の合算使用による設備備品等の購入はできませんので、ご注意ください。</p>

5	共同研究等において、支援対象学生が研究中の災害や傷害などに対応するための、任意保険に個人的に加入する場合、その保険料を研究費から支出することは可能か？	個人的に加入する任意保険の保険料は、本助成金から支出することはできません。ただし、外部の研究者との共同研究等を行う場合で、相手先の機関が当該保険への加入を必須条件としている等、研究を行う上で規定に基づき加入が必要な場合においては、支出可能です。
6	海外出張時には、実施機関の規定で必ず海外旅行傷害保険に加入することになっているが、当該保険料を助成金で支出することは可能か？	実施機関の旅費規程等に沿って処理されることを前提に、支出が可能です。 なお、各個人の判断での傷害保険加入や予防接種は認められません。
7	学会に関する費用について、・参加費（登録費）・予稿集代・年会費・懇親会費の支出が認められるか？	研究発表等、当該助成事業の研究に直接必要な学会参加に関する費用である場合には、「参加費（登録費）」「予稿集代」の支出が可能です。また「年会費」については、研究の遂行のために必要であるならば認められます。「懇親会費」については、国費を財源とすることから、当該助成金以外の予算にて支出ください。
8	S G C +では、インターンシップや海外派遣が義務ですが、毎年実施する必要がありますか？	毎年ではなく、受給期間中に1回行うのが義務となっています。希望すれば複数回でも可能な場合がありますが、予算の関係上調整が必要になりますので、活動計画書を見て決定します。
9	学生等が行うデータ管理やシンポジウム運営補助等の業務に対し、人件費・謝金を支出することは可能か？	当該業務が当該助成金の研究に直接的に必要である場合には支出可能ですが、事業統括の判断に従ってください。